

奥州市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月31日

奥州市監査委員 千 田 永
奥州市監査委員 千 葉 洋 一
奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 令和2年2月17日から19日まで

本監査 令和2年2月20日及び21日

(2) 監査の対象

法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

団体名	施設の名称	担当部課等
白山地区振興会	奥州市白山地区センター及び農村集落多目的共同利用施設白山中央会館	協働まちづくり部 地域づくり推進課
生母地区振興会	奥州市生母地区センター、母体分館、赤生津分館、生母ふるさとセンター及び赤生津地区コミュニティセンター	
若柳地区振興会	奥州市若柳地区センター及び供養塚体育館	
愛宕地域振興会	奥州市胆沢愛宕地区センター及び胆沢愛宕農業者トレーニングセンター	
南都田地区振興会	奥州市南都田地区センター	
衣里地区振興会	奥州市衣里地区センター	

(3) 監査事項

平成30年度に市が公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

(1) 白山地区振興会

施設の名称 奥州市白山地区センター及び農村集落多目的共同利用施設白山中央会館

協定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理料 9,371,000円（平成30年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、農村集落多目的共同利用施設白山中央会館条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程において
その都度関係職員に改善を求めた。

(2) 生母地区振興会

施設の名称 奥州市生母地区センター、母体分館、赤生津分館、生母ふるさとセンター及
び赤生津地区コミュニティセンター

協定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理料 9,192,000円（平成30年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規
則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、生母ふるさとセンター条例、
同条例施行規則、赤生津地区コミュニティセンター条例、同条例施行規則、奥
州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程において
その都度関係職員に改善を求めた。

(3) 若柳地区振興会

施設の名称 奥州市若柳地区センター及び供養塚体育館

協定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理料 11,639,469円（平成30年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規
則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、供養塚体育館条例、同条例施
行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程において
その都度関係職員に改善を求めた。

(4) 愛宕地域振興会

施設の名称 奥州市胆沢愛宕地区センター及び胆沢愛宕農業者トレーニングセンター

協定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理料 10,028,387円（平成30年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規
則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市農業者トレーニングセ
ンター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程において
その都度関係職員に改善を求めた。

(5) 南都田地区振興会

施設の名称 奥州市南都田地区センター

協定期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

指定管理料 10,183,000円（平成30年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規
則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免
規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(6) 衣里地区振興会

施設の名称 奥州市衣里地区センター

協定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理料 8,485,000円（平成30年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。